

欧州刑事施設規則（2020年改訂版）（1）

九州刑事政策研究会（訳）

大谷，彬矩
日本学術振興会：特別研究員

<https://doi.org/10.15017/6771949>

出版情報：法政研究. 89 (4), pp.131-159, 2023-03-10. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

欧州刑事施設規則（2020年改訂版）（1）

九州刑事政策研究会（訳）

はしがき	情報
勧告Rec（2006）2改訂版の添付文書	被拘禁者の所持物品
第1部（1～13）	被拘禁者の移送
基本原則	被拘禁者の釈放
適用範囲と適用	女性
第2部 拘禁条件（14～38.3）	拘禁された未成年者
入所及び記録管理	乳児
分類と収容	外国人
衛生	少数民族又は言語的少数派
衣類及び寝具	（以上本号）
給食	第3部 健康（39～48.2）
法律相談	第4部 秩序（49～70.13）
外部交通	第5部 管理及び職員（71～91）
執行の構成	第6部 視察及び監視（92～93.7）
作業	第7部 未決被拘禁者（94.1～101）
運動と休養	第8部 既決被拘禁者（102.1～107.5）
教育	第9部 本規則の更新（108）
思想、良心及び宗教の自由	

はしがき

1 本資料は、2006年1月11日に開催された閣僚代理会議において、閣僚委員会によって採択され、2020年7月1日に開催された第1380回閣僚代理会議にて、閣僚委員会によって改訂および修正された「欧州刑事施設に関する加盟国閣僚委員会の勧告 (Recommendation Rec(2006)2-rev of the Committee of Ministers to member States on the European Prison Rules)」(以下、「2020年改訂版」と記す)を訳出したものである。本号では、その前半部分に当たる第2部までを掲載している。翻訳に当たっては、欧州評議会のウェブサイトに掲載された英語版⁽¹⁾を基本とし、翻訳の正確を期すために2020年改訂版に関する解説の他、ドイツ語版⁽²⁾も参照した。また、これまで日本で公にされてきた、国際条約・国連準則および欧州評議会による勧告の翻訳も可能な限り参照している⁽⁴⁾。

2 欧州刑事施設規則が2020年に改訂されるまでの経緯について概観する。⁽⁵⁾

(1) https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectId=09000016809ee581 (最終閲覧日：2022年9月2日)。

(2) Recommendation Rec(2006)2-rev of the Committee of Ministers to member States on the European Prison Rules Commentary, https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectId=09000016809e9086 (最終閲覧日：2022年9月2日)。

(3) https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectId=0900001680a346cb (最終閲覧日：2022年9月2日)。

(4) 欧州評議会による勧告の翻訳資料として、次のものがある。第二東京弁護士会監獄法対策調査委員会編『ヨーロッパの被拘禁者処遇—ヨーロッパ刑事施設規則と関連決議』(悠久書房、1989年)、吉田敏雄「欧州刑事施設規則(1)(2)—2006年1月11日の欧州会議閣僚委員会勧告2号—」北海学園大学学術論集135号(2008年)95-114頁、136号(2008年)117-137頁、九州少年法研究会(武内謙治=斎藤司=石田倫織=相澤育郎)訳「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則—2008年11月5日の欧州評議会閣僚委員会勧告第11号—」法政研究76巻3号(2009年)424-383頁 [F75-116]、九州刑事政策研究会(大谷彬矩)訳「刑事施設職員のための欧州倫理規程—2012年4月12日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号—」法政研究83巻1・2号(2016年)222-209頁 [F45-58]、九州刑事政策研究会(大谷彬矩)訳「刑事施設における外国人被収容者に関する欧州規則とコメントリー」法政研究83巻1・2号(2016年)208-140頁 [F59-127]、九州刑事政策研究会(大谷彬矩)訳「行刑局による終身刑及びその他の長期刑受刑者のマネジメント—2003年10月9日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第23号—」法政研究84巻4号(2018年)1086-1069頁 [F21-38]、九州刑事政策研究会(大谷彬矩)訳「親が拘禁されている子どもに関する欧州規則—2018年4月4日の欧州評議会閣僚委員会の勧告第5号—」法政研究86巻2号(2019年)410-389頁 [F175-196]、九州刑事政策研究会(石田佑矢)訳「電子監視に関する欧州評議会閣僚委員会の勧告と説明的覚書」法政研究87巻4号(2021年)284-228頁 [F219-275]。

(5) 本節の内容は、Commentary・前掲注(2)のIntroductionに拠る。

刑事施設の基準は、被拘禁者を公正かつ公平に扱うという約束事を反映したものである。現実には、世論の圧力によって、この傷つきやすい立場にある人々の基本的人権が容易に侵害される可能性があるため、この基準は明確に規定される必要がある。

ヨーロッパでこのような基準を設定する最初の試みは、1973年の閣僚委員会決議（No.Res(73)5）による「欧州被拘禁者処遇最低基準規則」の導入であった。これは、1955年に制定された国連の「被拘禁者処遇最低基準規則」をヨーロッパの状況に適合させようとしたものである。

1987年、欧州刑事施設規則が全面的に改訂され、説明的覚書によれば、「積極的、現実的、かつ現代的な管理・処遇への一貫したアプローチにおいて、刑事執行機関、被拘禁者、刑事施設職員のニーズと要望を受け入れる」ことができるようになった。

2006年の改訂版も、全体的な目的は同じであった。1987年のものと同様、刑事施設の基準と欧州人権条約（ECHR）の価値観の双方を反映している。しかし、2006年以降、ヨーロッパでは刑事施設の法律と実践に多くの進展があった。社会、犯罪政策、量刑実務、研究における進歩的な変化は、刑事施設の管理と被拘禁者の処遇の状況を大きく変化させた。

この発展の主な要因は、被拘禁者の基本的権利の保護に欧州人権条約を適用した欧州人権裁判所（ECtHR）の判決が蓄積したことと、拷問及び非人道的または品位を傷つける取扱いまたは処罰の防止に関する欧州委員会（CPT）が被拘禁者処遇基準を定めたことであった。こうした動きを受けて、2003年、欧州評議会の犯罪問題委員会（CDPC）は、刑事施設規則を現在のベストプラクティスに一致させるという任務を、行刑学協力会議（PC-CP）に委ねたのである。その結果、2006年の欧州刑事施設規則が生まれた。

欧州刑事施設規則に関する勧告（CM/Rec（2006）2）（以下、「2006年規則」と記す）は、拘禁が最後の手段としてのみ用いられるべきであるという原則、いわゆる *ultima ratio* の原則を決して見失ってはならないことを強調している。また、この勧告は、被拘禁者の数を可能な限り少なくすることを目的としている。これが望ましいということは、刑事施設の過剰収容及び被拘禁者増大に関する勧告（Rec（99）22）で認識されており、2016年の刑事施設の過剰収容に関する白書でも閣僚委員会⁽⁶⁾

が言及していた。この勧告と白書は、最も深刻な犯罪にのみ自由の剥奪を用いることの重要性を強調している。すなわち、未決および既決の被拘禁者双方の拘禁を制限するために、ultima ratioの原則が適用されるべきこと、有罪判決を受けた被拘禁者の場合、拘禁を伴わない代替刑について真剣に検討されるべきこと、また、特定の犯罪を非犯罪化すること、または拘禁刑が科されないように分類することの可能性を検討するべきことが重視された。

2006年規則は、1987年の規則では考慮されなかった問題に対処している。この規則は、加盟国に非現実的な要求を負わせることなく、包括的なものにしようとするものである。この規則の実施には、一部の欧州評議会加盟国による多大な努力が必要であることが認識されている。この規則は、自国の行刑法を近代化しようとしている加盟国に指針を与え、規則が未だ完全に施行されていない国でも、行刑当局がその権限をどのように行使するかを決定する際に助けとなるものである。また、欧州評議会の加盟国において、法律の制定が異なる形で行われる可能性があることを認識し、「国内法」ではなく「国内法」において実施されるべき措置に言及している。「国内法」という言葉は、国会で可決された一次法だけでなく、その他の拘束力のある規則や命令、また、これらの法体系が国内法制度で認められている限り、判例法も含むように設計されている。

1987年以来、欧州刑事施設規則は、その地位を高めてきた。特に、2006年規則は、欧州人権裁判所の判例法において重要な司法的評価を受けている。欧州人権裁判所の大法廷は、他の法廷と同様に、定期的に欧州刑事施設規則を参照している。さらに、欧州人権裁判所は、欧州評議会のさまざまな国々における不十分な拘禁条件の構造的問題を扱うリーディング・ケースにおいて、欧州刑事施設規則を参考にし、制度的な変更の実施期限を設定している。

同様に、2006年以降、CPTは定期的に欧州刑事施設規則に言及している。一般報告書でも国別報告書でも、被拘禁者の非人道的または品位を傷つける扱いを防止するために、欧州刑事施設規則を基準設定や加盟国への勧告の正当化根拠として使用している。欧州評議会の他の文書、たとえば「過激化及び暴力的過激主義に関する

(6) White Paper on Prison Overcrowding, <https://rm.coe.int/white-paper-on-prison-overcrowding-cm-2016-121-add3e/16807c886b> (最終閲覧日：2022年9月5日)。

る刑事施設及びプロベーション機関のための指針及びハンドブック⁽⁷⁾」は、欧州刑事施設規則と矛盾しないように読まれ、使用されることを意図している。

2006年規則の末尾にある規則108は、規則を定期的に更新することを定めている。2006年以降、様々な動きがあったため、規則とその解説を改訂すべきかどうかを検討する必要がある。2016年、CDPCは第一のステップとして、欧州人権裁判所の最新の関連判例、2006年以降に策定されたCPT基準、国連ネルソン・マンデラルール（2015年）を反映するため、2006年規則とその解説を見直し、必要に応じて解説を改訂することをPC-CPに委ねた。規則の見直しとその解説の改訂は2017年に始まり、PC-CPは、この分野における最新の国際人権基準と一致させるために、特定の規則の改訂も必要であるという結論に達した。CDPCは、2018年に閣僚委員会に回付された改訂および更新された解説を承認した。PC-CPの提案を受けて、CDPCは2018年にPC-CPに特定の規則の改訂を委任することに合意し、記録及びファイル管理（規則15・16）、女性（規則34）、外国人（規則37）、特別な重警備または保安措置（規則53・60・68）、要望と苦情（規則70）、拘束具（規則68）、要望と苦情（規則70）、刑事施設の管理（規則83）、視察及び監視（規則92・93）の項目で改訂と更新を行った。具体的な規則と関連する解説に関する作業は、2018年から2019年末にかけて行われ、改訂・更新された欧州刑事施設規則とその解説の文言は、CDPCの第77回総会（2019年12月3～6日）において承認された。

2020年改訂版における2006年規則からの変更点については、微細な変更に限られるものを除き、訳注において記述している。

（大谷 彬矩）

(7) Guidelines for prison and probation services regarding radicalisation and violent extremism, https://search.coe.int/cm/pages/result_details.aspx?objectid=09000016805c1a69 (最終閲覧日：2022年9月5日)。

欧州刑事施設規則に関する加盟国閣僚委員会の勧告Rec (2006) 2-rev⁽¹⁾

(2006年1月11日に開催された第952回閣僚代理会議にて、閣僚委員会によって採択され、2020年7月1日に開催された第1380回閣僚代理会議にて、閣僚委員会によって改訂および修正された。)

閣僚委員会は、欧州評議会規程第15条b項により、

人権及び基本的自由の保護に関する条約 (ETS No.5) と欧州人権裁判所の判例に鑑み、

拷問及び非人道的若しくは品位を傷つける取り扱い又は刑罰の防止に関する欧州委員会によって行われた活動と、特に、その一般報告書において展開した基準を考慮し、

自由は、可能な最後の措置としてのみ、及び法律で定められた方法においてしか剥奪の許されないものであることを銘記し、

(1) 2006年に勧告が採択された際、閣僚代理会議のための手続規則10.2.cを適用して、デンマークの代表者は、本勧告添付文書の規則43の2を遵守するか否かに関する本国政府の権利を留保した。なぜならば、単独室拘禁となっている被拘禁者の元に医療スタッフが毎日訪問することを求めることは、実質的に、さらに単独室拘禁に適合するように被拘禁者に宣告することになりかねないという重大な倫理的懸念が生じると考えるためである。

本勧告の改訂版が2020年に採択された際、閣僚代理会議のための手続規則10.2.cを適用して、デンマークの代表者は、この留保を継続し、以下の新たな留保を付け加えた。

規則53A :

デンマーク政府は、規則53Aを遵守するか否かに関する権利を留保する。なぜならば、デンマーク政府は、規則53Aの実質的遵守は、刑事施設職員的安全及び福祉に関して重大な懸念を生じさせ、かなりのリソース、特に人的資源を必要とするが、デンマークの刑事施設及びプロベーション機関は現在、その余裕がないという見解だからである。

規則60.6.a、60.6.d及び60.6.e :

デンマーク政府は、規則60.6.a、60.6.d及び60.6.eを遵守するか否かに関する権利を留保する。規則60.6.aに関して、デンマークの法律は、被拘禁者の特定のグループに対して単独室拘禁を課すことを禁止していない。規則60.6.d及び60.6.eに関して、デンマークの法律は、単独室拘禁を課すことができる最長期間を規定しておらず、単独室拘禁後の回復期間についても規定していない。単独室拘禁を含む、規律違反に関する規則の改正可能性については、現在検討中である。

拘禁刑の執行と被拘禁者の処遇に当たり、安全、保安及び規律の要請が顧慮されなければならないこと、しかし、同時に、被拘禁者の社会再統合を可能とするために、人権を侵害せず、被拘禁者に有益な仕事と処遇プログラムを提供する執行条件も保障されなければならないことを強調し、

欧州評議会加盟国が、刑事施設政策の共通の諸原則を引き続き刷新し、遵守することの重要性に鑑み、

さらに、この共通の諸原則を遵守することがこの領域における国際的協働を促進することになることに鑑み、

過去20年間、欧州における刑事拘禁の領域での重要な発展に影響を及ぼした重大な社会的変化に留意し、

刑事施設政策及び実務の一定の側面についての欧州評議会閣僚委員会の諸勧告、特に、刑事施設における教育に関する勧告（Rec(89)12）、刑事施設におけるエイズ及び関連する健康上の諸問題を含む伝染病の管理についての刑事施設及び犯罪学上の問題に関する勧告（Rec(93)6）、制裁又は措置の実施に関与する職員に関する勧告（Rec(97)12）、刑事施設における健康管理についての倫理及び組織的問題に関する勧告（Rec(98)7）、刑事施設の過剰収容及び被拘禁者増大に関する勧告（Rec(99)22）、条件付仮釈放（パロール）に関する勧告（Rec(2003)22）、並びに行刑当局による終身刑及びその他の長期刑受刑者の管理に関する勧告（Rec(2003)23）に含まれている諸原則を保障することとし、

さらに、勾留の適用、適用条件及び濫用に対する予防策の用意に関する勧告（Rec(2006)13）、制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則に関する勧告（CM/Rec(2008)11）、欧州評議会プロベシヨナルールズに関する勧告（CM/Rec(2010)1）、刑事施設職員のための欧州倫理規程に関する勧告（CM/Rec(2012)5）、外国人被収容者に関する勧告（CM/Rec(2012)12）、危険な法違反者に関する勧告

資料

(CM/Rec(2014)3)、電子監視に関する勧告 (Rec(2014)4)、社会内制裁及び措置についての欧州規則に関する勧告 (CM/Rec(2017)3)、親が拘禁されている子どもに関する勧告 (CM/Rec(2018)5)、過激化及び暴力的過激主義に関する刑事施設及びプロベーション機関のための指針 (2016年に閣僚委員会によって採択) を保障することとし、

2015年に改訂された国連被拘禁者処遇最低基準規則 (ネルソン・マンデラルールズ) と、2010年の女性被収容者の処遇及び女性の法違反者に対する非拘禁的措置に関する国連規則 (バンコクルールズ) を考慮し、

加盟国政府に、

- 一この勧告は欧州刑事施設規則に関する閣僚委員会の勧告 (Rec(87)3) に代わり、この勧告の添付文書に含まれる規則による立法、政策及び実務に導かれ、
- 一この勧告及びその文書に付随する解説が翻訳され、可能な限り広く、特に、司法官庁、刑事施設職員、そして被拘禁者の間で最大限の周知を徹底させることを勧告する。

勧告Rec(2006)2 改訂版の添付文書

第1部

基本原則

1. 自由を剥奪されている者はすべてその人権を尊重した扱いを受けるものとする。
2. 自由を剥奪されている者は、拘禁刑を科す又は未決拘禁を命令する裁判によっても適法に奪われることのないあらゆる権利を有する。
3. 自由を剥奪されている者に課される制限は、最小限にとどめられなければな

らず、刑を科する理由である法目的と比例した関係であるものとする。

4. 被拘禁者の人権を侵害する刑事施設の状態は、リソースが不足しているということによっては正当化されない。

5. 刑事施設における生活は、地域社会における生活の積極的側面にできる限り近づけるものとする。

6. 拘禁はすべて、自由を剥奪された者の自由な社会への再統合を容易にするように遂行されるものとする。

7. 外部の社会福祉事業団体との協働、及び、可能な限り、刑事施設内の生活への市民社会の関与は促進されるものとする。

8. 刑事施設職員は、重要な公務を果たしているのであり、その採用、研修及び労働条件は、被拘禁者のケアに当たり高度な水準を維持できるようなものとする。

9. すべての刑事施設は、定期的に視察を受け、独立の機関により監視されるものとする。

適用範囲と適用

10.1 欧州刑事施設規則は、司法官庁により未決拘禁を命令された、又は、有罪判決に基づき自由を剥奪された者に適用される。

10.2 原則的に、司法官庁により未決拘禁を命令された者、又は、有罪判決に基づき自由を剥奪された者は、刑事施設、すなわち、2種類の被拘禁者のために用意された施設に拘禁されるべきである。

103 本規則は次の者にも適用される。

- a. 異なる理由から刑事施設に拘禁され得る者、又は、
- b. 司法官庁により未決拘禁を命令された者、又は、有罪判決に基づき自由を剥奪された者であり、いかなる理由からであれ、異なった場所に拘禁され得る者。

104 本規則の意味における被拘禁者とは、刑事施設に拘禁されている者又は本規則第10.3.bの態様で拘禁されている者すべてを含む。

11.1 18歳未満の子どもは、成人用の刑事施設ではなく、特にこの年齢層の者のために設計された施設に拘禁されなければならない。

11.2 18歳未満の子どもが、それにもかかわらず例外的に刑事施設に収容されるとき、その法的地位とニーズを考慮する特別規定が設けられるものとする。

12.1 精神疾患があり、刑事施設での拘禁に耐えられないメンタルヘルスの状態にある者は、特にこのために設計された施設に拘禁されなければならない。

12.2 かかる者が、それにもかかわらず例外的に刑事施設に収容されるとき、その法的地位とニーズを考慮する特別規定が設けられるものとする。

13. 本規則は、いかなる理由からであれ、差別なく、特に、性別、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の見方、民族的又は社会的出自、国民的少数派とのつながり、財産、出生又はその他の地位を理由とした差別をすることなく、公平に適用されるものとする。

第2部 拘禁条件

入所及び記録管理^(訳注1)

14. 何人も、国内法によって有効な拘禁令状に拠るのでなければ、被拘禁者として刑事施設に収容されず、又はそこに留め置かれぬものとする。

15.1 入所に際しては、それぞれの被拘禁者に関して、遅滞なく次の事項が文書に記録されるものとする。^(訳注2)

- a. 同一性に関する事項
- b. 拘禁の理由及び拘禁を決定した官庁、
- c. 収容開始の日時、
- d. 本規則第31によって保管されるべき所持物品の目録、
- e. 以前に受けた虐待行為に関する視認可能な負傷及び不服申し立て一切、
- f. 医師の黙秘義務の命令は留保して、被拘禁者又はその他の者の身体的及び精神的健康に重要な意味をもつ健康に関するすべての情報、
- g. 死亡、重大な負傷又は病気の場合に連絡をとるために、被拘禁者により指定されたあらゆる人物の氏名及び連絡先詳細、
- h. 子どもの数、その年齢、及び現在の主な養育者。

15.2 収容開始に当たり、被拘禁者はすべて本規則第30に定める情報を与えられるものとする。

15.3 入所後直ちに、本規則第24.9に定める被拘禁者の拘禁に関する告知がなされるものとする。

(訳注1) 2006年規則の「入所 (Admission)」から「入所及び記録管理 (Admission and record-keeping)」に変わった。

(訳注2) 2020年改訂版にはg及びhが追加された。

16. 収容開始後できるだけ早く次のことをなすものとする。

- a. 収容開始時の被拘禁者の健康に関する事項を本規則第42に定める医師の検診によって補充すること、
- b. 本規則第51に定める被拘禁者の適切な安全度を確定すること、
- c. 本規則第52に従い、被拘禁者による安全危殆化の有無及びその程度を確定すること、
- d. 被拘禁者の直接の個人的ニーズ及び治療必要性に対処するために、被拘禁者の社会的状況に関する、入手できるあらゆる情報だけでなく、本規則15.1.g及び15.1.hの下で収集された情報を評価すること、及び^(訳注3)
- e. 本規則第8部に合致する計画を遂行するため、被拘禁者に必要な措置をとること。

16A.1. 記録された情報は、入所時及び入所後できる限り早く更新され、適切な限りで補充されるものとする。^(訳注4)

16A.2. 特に、以下の事項に関して、それぞれの受刑者の情報が収集されるものとする。

- a. 司法手続、
- b. 個別の執行計画、釈放準備及び釈放日に関する計画、
- c. 自身又は他者に対するリスクを含む、振舞い及び行動、
- d. 機密事項を除く、要望及び苦情、
- e. 単独室拘禁の使用を含む、隔離及び懲罰の賦課及び期間、
- f. その性質及び期間を含む、拘束具の使用、
- g. 侵入的な検査、特に、身体内部の検査及び居室の検査、
- h. 移送、及び
- i. 所持物品。

(訳注3) 2020年改訂版では、「本規則15.1.g及び15.1.hの下で収集された情報 (the information collected under Rules 15.1.g and 15.1.h)」が加わった。

(訳注4) 16A.1～5は、2020年改訂版で新たに加えられた。

16A.3 入所時及びそれ以降に収集されるあらゆる情報は、秘密にされ、専門的な責任から情報へのアクセスを要する者にのみ入手が可能とされるものとする。

16A.4 被拘禁者は、安全及び保安目的から国内法の下で制限されている情報を除き、医療その他の記録へのアクセスが認められ、かかる記録のコピーは、請求があり次第、受け取る権利が与えられるものとする。

16A.5 国内法は、収集され、処理される情報を特定するものとし、かかる情報に関して、データ保護基準が適切であることを保証する詳細な規則を含むものとする。

分類と収容

17.1 被拘禁者は、できる限り、その住居又は社会復帰を行う土地の近くの刑事施設に分類されるものとする。

17.2 分類に当たっては、継続中の犯罪捜査の必要性、安全と保安の要請、及び、すべての被拘禁者のニーズに対応する適切な体制を提供する必要性も考慮するものとする。

17.3 できる限り、被拘禁者は、最初の分類及びその後の他の刑事施設への移送ごとに、意見を聴取するものとする。

18.1 被拘禁者のための、特にその夜間収容用の居室はすべて人間の尊厳の諸原則に合致し、プライバシーをできる限り保護し、かつ、健康及び衛生の要求に合致するものとする。その際、気候条件、特に床面積、気積、照明、暖房及び換気に留意するものとする。

18.2 そこに被拘禁者が生活し、作業し、又は集合する建築物のすべてにおいて、
a. 窓は、被拘禁者が通常の状態において日光で読み、作業ができる、及び、新鮮

資料

な空気が流れ込むだけの大きさのものとする。但し、適切な換気装置が設置されている場合はこの限りではない、

- b. 人工灯は承認されている技術水準に合致するものとする、及び、
- c. 被拘禁者が遅滞無く職員と連絡の取れる警報装置を備えるものとする。

18.3 本規則第18.1及び第18.2の事項に関する具体的最低限の要求は国内法で定められるものとする。

18.4 これらの最低限の要求が刑事施設の過剰収容のために守られなくなるということがないように、国内法はこれを保障するための機構を用意するものとする。

18.5 通常、被拘禁者は夜間に単独室に収容されるものとする。但し、他の被拘禁者との共同収容に意味があると考えられる場合はこの限りではない。

18.6 居室を共同収容のために利用できるのは、居室がこの目的に適っている場合に限られる。その際、共同収容に適している被拘禁者を収容するものとする。

18.7 夜間、共同収容されたいか否かの選択は、できる限り、被拘禁者に委ねられるものとする。

18.8 被拘禁者を特定の刑事施設又は刑事施設の特定の区画に収容する決定に当たっては、収容が次のように分離して行われなければならないことを考慮するものとする。

- a. 未決被拘禁者を既決被拘禁者から分離すること、
- b. 男性被拘禁者を女性被拘禁者から分離すること、及び、
- c. 少年被拘禁者を成人被拘禁者から分離すること。

18.9 本規則第18.8の定める分離収容の例外が許されるのは、被拘禁者に共同して組織だった活動をできるようにする場合である。しかし、夜間は、これらの被拘禁者群は

常に分離されるものとする。但し、被拘禁者がその共同収容に同意し、刑事執行機関が、共同収容が関係被拘禁者すべてのためになると考えるときは、この限りではない。

18.10 被拘禁者すべての収容には、逃亡の危険又は被拘禁者が自傷他害を行うという危険を考慮した上で、できるだけ制限の少ない保安措置がとられるものとする。

衛生

19.1 刑事施設のあらゆる場所は、いつでも整頓され、清潔に維持されるものとする。

19.2 被拘禁者の刑事施設への受け入れに当たって、被拘禁者が指定される居室又はその他の収容室は清潔であるものとする。

19.3 被拘禁者はいつでも、衛生的であり、プライバシーを保護する衛生設備を利用できるものとする。

19.4 すべての被拘禁者は、気候に適した温度で、できるだけ毎日、しかし少なくとも週2回（又は、必要であればもっと多く）公衆衛生のために、入浴又はシャワーができるよう、適切な設備を用意されるものとする。

19.5 被拘禁者はその身体、衣類及び夜間収容用の居室を清潔及び整頓された状態に保つものとする。

19.6 そのために刑事執行機関は、化粧用品、共用の洗濯機及び洗剤をはじめとした手段を用意するものとする。

19.7 特別の措置が、女性の衛生上のニーズのために講じられるものとする。

資料

衣類及び寝具

20.1 自己の十分な衣類を持たない被拘禁者は、気候に適した衣類を支給されるものとする。

20.2 かかる衣類は品位を傷つせず、又は屈辱を与えないものとする。

20.3 衣類はすべて良好な状態におかれ、必要な場合には、交換されるものとする。

20.4 刑事施設から外出する許可を得る被拘禁者に、被拘禁者と認識される衣服の着用を要求しないものとする。

21. すべての被拘禁者に、個人用寝台と、清潔さの要求を満足させるように、良好な状態に保たれ、交換されるべき適切な寝具が支給されるものとする。

給食

22.1 被拘禁者は、その年齢、健康、身体状態、宗教及び文化並びに作業の種類を考慮した栄養素に富んだ食物を支給されるものとする。

22.2 最小限のエネルギー及びタンパク質をはじめとする栄養に富んだ食物の必要条件は国内法で定められるものとする。

22.3 食物は衛生基準に合致した調理をされ、支給されるものとする。

22.4 食事は、毎日3回、適切な間隔を置いて支給されるものとする。

22.5 被拘禁者にはいつでも清潔な飲料水が支給されるものとする。

22.6 医師又は適任の看護師は、医学的理由から必要なとき、特定の被拘禁者のための給食の切り替えを命令するものとする。

法律相談

23.1 被拘禁者はすべて法律相談の権利を有する。刑事執行機関はこれを適切な方法で可能にするものとする。

23.2 被拘禁者はいかなる法律問題でも自己の選んだ法的助言者と自己負担において相談することが許される。

23.3 法律問題に無償の法律扶助があるとき、執行機関は被拘禁者すべてにこれを告知するものとする。

23.4 被拘禁者とその法的助言者との間の信書の発受を含む相談及びその他のコミュニケーションは、秘密が保障されるものとする。

23.5 司法官庁は、重い犯罪又は刑事施設の安全と保安への重大な侵害を防止するために、例外的に、この秘密の制限を命令できる。

23.6 自己の訴訟手続と関連する文書は、被拘禁者の閲読ができるか又はその個人的保有が許されるものとする。

外部交通

24.1 被拘禁者は、その家族、その他の人及び外部の団体の代表者と、できる限り多くの回数、手紙、電話又はその他の交流形態で交通し、それらの者の面会を受けることが許されるものとする。

資料

24.2 面会及びその他の接触は、継続中の犯罪捜査、秩序、安全と保安の維持、犯罪行為の防止及び犯罪被害者の保護のために必要なとき、制限又は監視できる。しかし、司法官庁によって命令された特定の制限を含む、かかる制限は、許容しうる最小限の接触を許すものとする。

24.3 国内法によって、被拘禁者が無制限に接触することの許される国内及び国際機関並びに公務員が明記されるものとする。

24.4 面会規制は、被拘禁者が家族関係をできる限り通常の方法で維持発展できるようなものとする。

24.5 刑事執行機関は、被拘禁者が外界との適切な接触を維持するに当たり、これを支援し、そのための適切な福祉的援助を提供するものとする。

24.6 いかなる近親者であれその死亡又は重病について受け取ったいかなる情報も、当該被拘禁者に直ちに告知されるものとする。

24.7 事情が許すときはいつでも、被拘禁者に、職員の同行つき又は同行なしで、病気の親族との面会、葬儀参列又はその他の人道的理由から、外出することが許されなければならない。

24.8 被拘禁者には、その親族に遅滞なくその拘禁又は他の施設への移送、その重病又は重傷について知らせることが許されるものとする。

24.9 刑事施設への入所、死亡、重病、重傷又は病院への移送に当たって、執行機関はそのことを、当該被拘禁者がそれをしないように依頼しない限り、直ちに被拘禁者の配偶者又はパートナーに、独身の場合は、最近親者に、及び、被拘禁者が前もって指名していたその他の者に通知するものとする。

24.10 被拘禁者は、定期的に、新聞、雑誌及びその他の公刊物の購入と閲読、ラジオ放送ないしテレビ放送の視聴によって世の中の出来事を知ることが許されるものとする。但し、司法官庁が個別事例において特定の期間、具体的禁止を言い渡した場合はこの限りではない。

24.11 刑事執行機関は、国内法によって制限されていない限り、被拘禁者が選挙、国民投票及びその他の公共生活の側面に参加できるように保障するものとする。

24.12 被拘禁者はメディアとの連絡が許されるものとする。但し、これを、安全と保安の維持、公共の利益、又は被害者、他の被拘禁者又は職員の人格無傷性を保護するために、禁止するべき止むを得ない理由があるときはこの限りではない。

執行の構成

25.1 執行は被拘禁者すべてにつりあいの取れた活動プログラムを提供するものとする。

25.2 執行の構成は、被拘禁者すべてが、適切な程度の間人関係及び社会的関係に必要なだけの時間、その居室の外で過ごすことを許すものとする。

25.3 執行は、被拘禁者の福祉的ニーズにも配慮するものとする。

25.4 身体的、精神的又は性的虐待を受けたことのある被拘禁者のニーズには特別な注意が払われるものとする。

作業

26.1 被拘禁者の作業は執行の構成の積極的構成要素と捉えられ、決して処罰として用いられないものとする。

資料

- 26.2 刑事執行機関は、十分かつ有用な作業を提供する義務を負うものとする。
- 26.3 作業は、できる限り、被拘禁者が釈放された後に生計を立てるための能力を保持し、又は向上させるような内容であるものとする。
- 26.4 本規則第13に対応して、作業の提供に当たっては性差別をしてはならないものとする。
- 26.5 職業訓練を含む作業は、それを役立てることができる被拘禁者、特に若年被拘禁者のために、提供されるものとする。
- 26.6 被拘禁者は、参加したい作業の種類を、用意され得る範囲内において、かつ、適性、秩序及び規律の条件付で、選択できなければならない。
- 26.7 施設における作業の組織及び方法は、被拘禁者が通常の職業生活の条件に合わせた準備ができるように、できる限り地域社会における類似の労働に相応するものとする。
- 26.8 施設における作業から財政的収益を上げることの目的は、作業の水準を向上させ、訓練の質とその実地関連性を高めるために有用でなければならない一方、被拘禁者の利益がこの目的の下位に置かれることがあってはならない。
- 26.9 被拘禁者の作業は、刑事執行機関により、自己自身で又は私企業と協働して、刑事施設の内外で提供されるものとする。
- 26.10 あらゆる場合に、被拘禁者の作業に適切な報酬が支払われるものとする。
- 26.11 被拘禁者は、少なくとも報酬の一部を、許容された、かつ自己用途の物品のために支出すること、並びに、一部を自己の家族に与えることが許されるものとする。

26.12 被拘禁者は、その報酬の一部を貯蓄するように推奨され得る。この貯蓄は被拘禁者に釈放に際して渡されるか、他の許容された目的のために使用されるものとする。

26.13 被拘禁者のための健康及び安全のための措置は、効果があり、かつ、施設の外の労働者に妥当するのと同じ程度に厳格であるものとする。

26.14 作業場の事故及び職業病の場合、被拘禁者に補償する措置がとられるものとする。その際、その要件は、国内法により施設の外部の労働者に認められる場合のそれよりも下回るものであってはならない。

26.15 被拘禁者の1日及び1週の最高作業時間は自由における労働者についての地域の規定又はその他の作業時間によって定められるものとする。

26.16 被拘禁者は少なくとも1週に1日の休日及び教育その他の活動のための十分な時間を享受するものとする。

26.17 作業をしている被拘禁者はできる限り国の社会保障制度に組み込まれるものとする。

運動と休養

27.1 被拘禁者はすべて、天気が許すとき、毎日少なくとも1時間戸外で運動できるものとする。

27.2 天気が悪いときは、被拘禁者に運動を可能とするための代替措置がとられるものとする。

27.3 身体的健康を増進し、十分な運動に備えるための適切に組織化された活動及び休養の機会は、執行の構成の不可欠の要素であるものとする。

資料

27.4 刑事執行機関は、適切な設備、備品の整備されている活動を可能にするものとする。

27.5 刑事執行機関は、必要性に応じて、特殊な活動を取り入れるものとする。

27.6 スポーツ、ゲーム及び文化活動、趣味及びその他の余暇活動を含む休養の機会が提供されるものとする。被拘禁者は、できる限り、これらを自ら組織することが許されるものとする。

27.7 被拘禁者は、一緒に運動し、休養活動に参加することが許されるものとする。

教育

28.1 いかなる刑事施設も、被拘禁者すべてに、その希望を考慮しながら、できる限り包括的で、個人のニーズに応じた教育計画を利用できるものとする。

28.2 この場合、読み、書き、計算の面で難のある被拘禁者及び十分な基礎教育・職業教育を受けていない被拘禁者が優先的に考慮されるものとする。

28.3 若年被拘禁者及び特別のニーズを有する被拘禁者の教育に特別の注意が向けられるものとする。

28.4 教育には、執行の構成において、作業と同じ価値が認められるものとする。被拘禁者は、教育措置に参加したことによって、経済的に又はその他に不利益な扱いをされないものとする。

28.5 いかなる施設も、被拘禁者すべてが利用できる適切な規模の図書館を備えるものとする。図書館は、娯楽目的と教育目的に適した多種の書籍及びその他の媒体物を所蔵するものとする。

28.6 施設図書館は、必要な場合には常に、公共の図書館と協働しなければならない。

28.7 実行可能である限り、被拘禁者の教育は、

- a. 被拘禁者が釈放された後、困難なく継続され得るために、国の教育・職業体系に組み込まれ、及び、
- b. 施設外部の教育機関の責任の下において行われるものとする。

思想、良心及び宗教の自由

29.1 被拘禁者の思想、良心及び宗教の自由は尊重されるものとする。

29.2 執行の構成は、実行可能である限り、被拘禁者がその宗教行為を行い、その信仰に従い、かかる宗教団体又は信仰団体の公認された代表者によって執り行われる礼拝又は集会に参加し、その宗教団体又は信仰団体のかかる代表者との個人的面会をもち、その宗教団体又は信仰団体の刊行物を所持することを許可するように組織されるものとする。

29.3 被拘禁者は、いかなる宗教又は信仰行為を行うこと、礼拝又は宗教的集会に出席すること、宗教活動に参加すること、又は宗教団体又は信仰団体の代表者の面会を受けることも強制されてはならない。

情報

30.1 収容開始時及びその後も必要とするごとに、被拘禁者は文書又は口頭でその理解できる言葉で刑事施設の規律規定及び刑事施設におけるその権利と義務に関して告知されるものとする。

30.2 被拘禁者は、この情報の写しを所持することを許されるものとする。

資 料

30.3 被拘禁者は、自己に関わる裁判手続、及び、その有罪判決の場合には、服役する拘禁期間並びに仮釈放の可能性について告知されるものとする。

被拘禁者の所持物品

31.1 施設の規則により被拘禁者の所持の許されない所有物はすべて、収容開始時に、安全な場所に保管されるものとする。

31.2 その所有物が安全な場所に保管された被拘禁者はこの物品の明細書に署名するものとする。

31.3 この所有物は良好な状態で保管されるよう配慮されるものとする。

31.4 かかる所有物を廃棄する必要があると考えられるとき、その旨を文書に記し、被拘禁者に告知するものとする。

31.5 被拘禁者は、衛生、秩序及び安全からの要請を考慮したうえで、食料品及び飲料水をはじめとした物品を個人の使用のために、自由な社会におけるよりも著しく高くない値段で購入又はその他の方法で取得する権利を有する。

31.6 被拘禁者が持ち込んだ医薬品の使用に関しては、医師が決定する。

31.7 被拘禁者がその所有物の所持を許されるとき、刑事執行機関はこの物品を確実に補完できるようにするものとする。

被拘禁者の移送

32.1 被拘禁者が刑事施設へ又は刑事施設から、又は、他の施設へ、例えば、裁判所又は病院へ移送されるとき、できる限り公衆の視線に晒されないようにし、被拘禁

者の匿名性を保障するための適切な保護措置がとられるものとする。

32.2 被拘禁者を、換気又は照明が不十分な移送手段で、又は、被拘禁者に不必要な身体的苦痛又は屈辱感を与える方法で、護送することは禁止されるものとする。

32.3 被拘禁者の護送は行政官庁の費用負担と指揮の下に行われる。

被拘禁者の釈放

33.1 被拘禁者はすべて、刑期が満了したとき、拘禁命令が取り消されたとき、又は、裁判所、その他の官庁が釈放を命令したとき、遅滞無く釈放されるものとする。

33.2 釈放の日付、時刻は文書に記されるものとする。

33.3 被拘禁者はすべて、釈放された後、自由な社会へ戻る際に援助を受けることになっている措置による利益を享受するものとする。

33.4 許可を得て金銭が引き出されたか、所有物の施設からの公認発送が許されたか、又は、物品を衛生上の理由から処分することが必要と考えられた場合を除くほか、被拘禁者の釈放に当たり、その者が所有し、安全な場所に保管されていた物品及び金銭のすべては返還されるものとする。

33.5 被拘禁者は、返還された所有物に関する受領証に署名するものとする。

33.6 釈放の準備に当たり、被拘禁者に、できる限り釈放時期に近い時点で、本規則第42に従い医学検診が実施されるものとする。

33.7 被拘禁者は、釈放に当たって、必要な限り、必要な文書、証明書類を得、住居・職探しに当たり支援を受けるように配慮されなければならない。

338 被拘禁者は、釈放されるに際し、出所後の最初の時期に必要な生活費及び気候と季節に対応する衣類も支給され、その目的地に着くために十分な手段を持つものとする。

女性

341 ジェンダーに配慮した具体的な政策が発展させられ、本規則の適用において、^(訳注5)女性被拘禁者に特有のニーズに対応するために積極的措置が執られるものとする。

342 本規則の定める女性被拘禁者に関わる特別の規定に加えて、執行機関は、拘禁されている女性に関わる決定のすべてにおいて、その特定のニーズ、例えば、養育責任だけでなく、身体的、職業的、社会的及び心理的観点に特別の注意を払うものとする。^(訳注6)

343 司法官庁からの補償、法的支援、心理的援助又はカウンセリング及び適切な医学的助言を求める権利について告知されるなど、本規則第25.4に定めるニーズのある女性被拘禁者を身体的、精神的又は性的虐待から守るために、並びに女性被拘禁者が相応の専門部門を利用できるように、特に努めるものとする。^(訳注7)

344 被拘禁者のために刑事施設の外で出産するための措置が常に執られるものとする。それにもかかわらず子どもが刑事施設の中で生まれた場合、執行機関はあらゆる必要な支援及び特別な居室などの設備を提供するものとする。^(訳注8)

(訳注5) 341は、2020年改訂版で新たに加えられた。

(訳注6) 2006年規則34.1の内容。「養育責任だけでなく (as well as caregiving responsibilities)」が加えられた。

(訳注7) 2006年規則34.2の内容を含む。

(訳注8) 2006年規則34.3の内容を含む。

拘禁された未成年者

35.1 例外的に、18歳未満の被拘禁者が成人用刑事施設に収容されているとき、執行機関は、被拘禁者すべてに用立てられている処遇提供に加えて、刑事施設の外部にいる同年齢層の者が利用できる社会的、心理的及び教育的専門部門、宗教的世話又は相応の活動を利用できるように保障するものとする。

35.2 拘禁されており、一般就学義務のある被拘禁者はすべて、相応の教育を受ける機会を保障されるものとする。

35.3 刑事施設から釈放される未成年者は付加的な支援を提供されるものとする。

35.4 未成年者が刑事施設に拘禁されるとき、成人から分隔された施設の一区画に収容されるものとする。但し、このことが子どもの最善の利益に反するという例外的理由があるときはこの限りではない。

(訳注9) 乳児

36.1 乳児は、その最善の利益に相応するときのみ、刑事施設の親の元にとどまることが許される。乳児は、被拘禁者として扱われないものとする。

36.2 かかる乳児が刑事施設の親の元にとどまることが許されるとき、親がその子のそばに居ることができない仕事に従事しているとき乳児の面倒を見るために、資格を有する職員による特別な措置が講じられるものとする。

36.3 特殊収容は、かかる乳児の福祉のために、放棄されなければならない。

(訳注9) 2006年規則の「拘禁された子ども (Detained children)」から「乳児 (Infants)」に変わった。

外国人

37.1 外国籍を有する被拘禁者に特有のニーズに対応するために、積極的な措置が講じられるものとする。^(訳注10)

37.2 外国籍を有する被拘禁者が、家族及び友人、プロベーション機関及び民間団体並びにボランティア、並びに被拘禁者の同意を得た上で外交官又は領事館の代表者との定期的な接触を含む外界との関係を維持し、発展させるために、特別な注意が払われるものとする。^(訳注11)

37.3 外国籍を有する被拘禁者は、遅滞なく、彼らが理解できる言語で、その者の国の外交官又は領事館の代表者との接触を要求する権利について知らされ、連絡をとるための合理的な設備が許されるものとする。^(訳注12)

37.4 外交官又は領事館の代表者がいない国の国籍を有する被拘禁者は、難民又は国籍のない被拘禁者と同様に、その者の利益について責任を有する国の外交上の代表者、又はそのような者の利益を守ることを任務とする国又は国際機関と連絡をとるための類似の設備が許されるものとする。^(訳注13)

37.5 刑事執行機関は、特別の支援を必要とするかもしれない外国人被拘禁者のために、外交又は領事代表部と包括的に協働するものとする。^(訳注14)

37.6 外国籍を有する被拘禁者は、彼らが理解する言語で、法的補佐の可能性に關して明確な情報を得るものとする。^(訳注15)

(訳注10) 2020年改訂版で新たに加えられた。

(訳注11) 2020年改訂版で新たに加えられた。

(訳注12) 2020年改訂版で新たに加えられた。

(訳注13) 2006年規則37.2の内容。

(訳注14) 2006年規則37.3の内容。

(訳注15) 2006年規則37.4の内容。「彼らが理解する言語で (in a language they understand)」が加えられた。

37.7 外国籍を有する被拘禁者は、刑の執行を他国に委譲する申し立ての可能性に
関して、彼らが理解する言語で告知されるものとする。^(訳注16)

37.8 刑を言い渡された外国人被拘禁者は、他のすべての被拘禁者と同様に、資格
を有するとすぐに早期釈放について十分に検討される権利を有する。^(訳注17)

少数民族又は言語的少数派

38.1 少数民族又は言語的少数派に属する被拘禁者のニーズに対応するために、特
別な措置が講じられるものとする。

38.2 様々な集団はその文化的慣習を刑事施設において実行可能な限り維持するこ
とが許されるものとする。

38.3 言語への対応が必要であることに関しては、適任の通訳者を利用すること、
当該施設で使用されている範囲の言語で書かれた書類を準備することによって対処
されるものとする。

(大谷 彬矩)

【付記】 本稿は、JSPS科研費（20J00787、22K13304、20H01433）の助成による研究
成果の一部である。

(訳注16) 2006年規則37.5の内容。「彼らが理解する言語で (in a language they understand)」が
えられた。

(訳注17) 2020年改訂版で新たに加えられた。